

知北平和公園組合 斎場予約システム仕様書

1 目的

本事業は、知北斎場利用者が24時間365日いつでも斎場の予約ができるシステムを提供することを目的として実施する。

また、現在斎場の建て替え事業を実施しており、令和7年度から供用開始する新斎場の火葬炉数や火葬炉運転計画等にも柔軟に対応できるシステムの構築も併せて行うものとする。

2 業務名

斎場予約システム更新業務

3 業務概要

- (1) 斎場予約システムの構築及びサーバー機器の賃借
- (2) 斎場予約システムの運用・保守

4 業務期間

- (1) 構築期間 契約日～令和5年8月31日
- (2) 賃借及び運用・保守期間 令和5年10月1日～令和10年9月30日

5 スケジュール

名称	内容
斎場予約システム構築	契約日～令和5年8月31日
操作研修等	令和5年9月1日～9月14日
仮運用開始日	令和5年9月15日
本運用開始日	令和5年10月1日

6 斎場予約システム構築要件

- (1) 斎場予約システムはオンプレミス方式で提供すること。
- (2) 斎場予約システムのサーバー機器の設置は、知北平和公園組合事務所とし、以下の内容を満たすこと。
ア ハードウェアについては、斎場予約システムが問題なく運用できる性能を有

するものを整備すること。

イ ファイアウォール等のセキュリティ機能に万全を期すること。

ウ サーバは無停電電源装置を開始電源に接続すること。

(3) 知北斎場利用者等が24時間365日いつでも斎場の予約等ができること。

(4) 年間4,000件以上の火葬予約に対応できること。

(5) 直近5年間以上の予約データを保存できるデータベースを有すること。

(6) 斎場予約システムは次の内容に従い利用できること。なお、事業期間中にOSやブラウザ等の更新プログラムが提供された場合はインストール等の対応をすること。

内容	システム利用者	システム管理者 構成市町職員
端末	PC タブレット スマートフォン	PC
OS	Windows10以降 MacOS iOS、Android	Windows10以降
ブラウザ	Google Chrome Edge Fire Fox Safari Opera	Google Chrome Edge

(7) 斎場予約システムで予約可能な施設は次のとおりとすること。

名称	内容
火葬炉	標準炉6炉 大型炉1炉 小型炉1炉 (令和7年度に標準炉9炉に変更)
多目的室	0室 (令和7年度に1室に変更)
遺体保冷库	1台

(8) 斎場予約システムの機能を「別紙1 機能一覧」「別紙2 予約内容」「別紙3

管理帳票」に基づき構築すること。なお、詳細については組合と協議して決定すること。

- (9) 斎場予約システムを構築する際は「参考1 火葬炉運転計画」及び「参考2 予約業務から火葬執行までの流れ」を参考にして、組合と協議のうえ決定すること。
- (10) 複数の利用者が同時に斎場予約システムを利用した場合でも、各種データの整合が保たれる機能を有すること。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成するために必要な内容や性質上当然必要になる内容については、記載の有無にかかわらず受託者の責任において完備すること。

7 斎場予約システム保守要件

- (1) 斎場予約システムの質疑やトラブルに対する問合せができること。
- (2) 問合せ窓口を一元化し、責任者及び担当者の連絡先を明記した保守体制図を提出すること。
- (3) 不測の事態が発生した場合は、遠隔操作又は来庁による保守運用サポートを迅速に行い、その結果を報告すること。なお、保守運用サポートのために必要な費用はすべて提案価格に含めること。
- (4) 主要機器（サーバー類）は、予期せぬハードウェア障害への対策がされていること。
- (5) 斎場予約システムを正常な状態で継続的に運用させるため、常時監視で保守対応できること。
- (6) 緊急時の対応として、本システムの各種データが格納されたデータベースを復旧できる環境と体制を整備すること。
- (7) 斎場予約システムを停止することなく、自動でバックアップデータを作成し、システム稼働領域とは別の場所に保存できること。
- (8) 斎場予約システムに障害が発生した場合は、バックアップデータを用い、前日までの状態に復旧できること。
- (9) 故障原因を特定するために必要なイベントログ等のファイルを確認できること。
- (10) 不測の事態が発生した場合、障害の切り分けやメンテナンスなどが実施できる機能を有すること。その際のセキュリティは万全であること。
- (11) 新斎場の斎場予約を行うために必要な斎場予約システムの構成の切替え作

業は、保守業務の範囲とすること。

8 斎場予約システムセキュリティ要件

- (1) 斎場予約システムの構築にあたってはセキュリティ対策・情報漏洩対策を講じること。
- (2) 予約登録などによる全てのデータ更新内容の操作ログが確認できること。
- (3) SSL 通信を実現するために必要な基本機能を有すること。また、サーバー証明書をインストールし、256ビット鍵長のSSL暗号化に対応できる機能を有すること。なおSSL証明書の取得費用は本提案に含むこと。
- (4) セキュリティを担保するためのウイルス対策ソフトウェアが必要な場合は、受託者がその導入及び各種設定を実施すること。
- (5) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS:ISO/IEC27001)、プライバシーマーク若しくはそれらと同等以上の公的認証を継続的に取得していること。
- (6) 斎場予約システムに脆弱性が発見された場合は、OS やミドルウェア等のバージョンアップやパッチ手当など必要な対策を行うこと。
- (7) ウイルス対策ソフト開発元のアップデート後、速やかに適用作業を実施すること。また、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

9 実施体制

- (1) 責任者
責任者を定め、組合に報告すること。
- (2) スケジュール
スケジュールを作成し、組合に提出すること。

10 操作説明

- (1) 操作説明書の作成
斎場予約システムの操作説明書を作成し、納品すること。
- (2) 操作説明会の実施
組合職員と構成市町職員に対して、斎場予約システムの操作方法に関する操作説明会を実施すること。

1.1 完了検査等

(1) 完了検査

- ① 斎場予約システムが本仕様書に示す要件を満たしたうえで本運用できることを検査するため、テスト運用及び修正対応を行う期間を設定すること。
- ② 斎場予約システムが本仕様書に示す要件を満たさない場合は、速やかに修正対応すること。

(2) 成果物

- | | |
|------------|--|
| ① 斎場予約システム | システム構築及びサーバー機器 |
| ② 操作説明書 | 電子データ (CD-R (pdf.形式、docx.形式))
及び紙 1 部 |

1.2 その他

(1) システム構築

火葬簿管理システムと斎場予約システムを合わせて構築することもできる。

(2) 再委託

① 一括再委託の禁止

受託事業者が、事業を一括して第三者に委託してはならない。ただし、事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ組合の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うものとする。

② 再委託先の要件

再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律の第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

③ 再々委託の禁止

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）してはならない。

(3) 守秘義務

個人情報、組合が秘密と指定した事項及び事業の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(4) 著作権

作成される成果物の著作権の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ① 本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、組合に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む。）したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ② 本事業の成果物等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権等（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれている場合、当該権利は受託事業者に留保されるが、組合は事業の成果物等を利用するために必要な範囲において、当該権利を無償で利用できるものとする。
- ③ 受託事業者は、組合に対し著作権人格権を行使しないものとする。

（5）契約不適合責任

本事業に係る成果物が契約の内容に合致しないことが引渡し後6か月以内に判明した場合、組合は受託事業者に対し受託事業者の費用により追完することを請求できるものとする。

（6）損害の賠償責任

本事業の実施にあたり組合又は第三者に損害を及ぼしたときは、組合の責任に帰する場合を除き、受託事業者が損害の賠償費用を負担するものとする。

（7）期間満了時の対応

本事業の期間満了時、次期システムへのデータ等の移行に協力すること。

（8）協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託事業者は組合と協議を行うこととする。

（9）火葬進行状況等表示システムとの連携

令和7年度に供用開始する新斎場は、火葬進行状況等表示システムの整備を行うため、この火葬進行状況等表示システムと斎場予約システムとの連携が図れるように柔軟なシステム構成とすること。

なお両システムの連携方法等については、協議を行い進めることとする。

別紙1 機能一覧

番号	項目	機能	必須	利用者			備考
				管理者	構成市町	葬儀社	
	ログイン	ID・パスワードにより、利用者を認証し、ログインできること。	○	○	○	○	
	予約	火葬炉の予約状況が一覧で確認できること。	○	○	○	○	葬儀社別の予約状況一覧が確認もできるのが望ましい。
		希望日時を選択し火葬炉の予約ができること。	○	○	○	○	
		火葬炉の予約後に多目的室、遺体保冷庫の予約ができること。	○	○	○	○	多目的室の予約は新斎場稼働後とする。
		「別紙2 予約内容」を入力できること。	○	○	○	○	
		予約登録完了時に予約番号を発行すること。	○	-	-	-	システム自動付番
		予約登録完了時に使用料の内訳と合計を表示すること。	○	○	○	○	

		組合が予約内容を確認した後、システムにその旨が表示され、予約登録完了メールを自動で送付すること。	○	○	×	○	
		構成市町が予約内容を確認し知北斎場使用許可証を発行したことがシステムに表示されること。		○	○	○	例：【発行済】
		使用料入金日を入力できること。	○	○	×	×	
	予約補助機能	重複予約を防止すること。	○	-	-	-	
		予約状況をリアルタイムに反映させること。	○	-	-	-	
		システムの操作履歴を記録し表示できること。	○	○	×	×	
		火葬炉のメンテナンスのための停止に対応できるよう、予約枠の停止設定ができるようにすること。	○	○	×	×	
		エラーが発生した場合は、エラー内容及び回避方法のヒントを表示すること。	○	○	○	○	
		死亡後24時間以内の火葬予約の場合は、警告表示を行うこと。	○	○	○	○	

	登録	システムにシステム管理者、構成市町、葬儀業者別に利用団体登録をできること。	○	○	×	×	
		利用団体登録後、利用団体ごとに職員利用者登録をできるようにすること。		○	×	×	
		利用団体別に使用権限を設定できること。	○	○	×	×	
	帳票	斎場使用許可申請書を印刷できるようにすること。	○	○	○	○	
		知北斎場使用許可証を印刷できるようにすること。	○	○	○	×	
		空欄の斎場使用許可申請書及び斎場許可証を印刷できるようにすること。		○	○	×	
		電子印を使用できること。	○	-	-	-	
		別紙3の管理帳票の項目ごとに帳票を印刷できるようにすること。	○	○	×	×	
		別紙3の管理帳票の項目ごとに CSV データ等で出力できるようにすること。	○	○	×	×	出力データの種類は提案による。

	その他	トップページのお知らせ欄を設定し表示できること。		○	×	×	
		元号が改められた場合は、システム管理者が変更できるようにすること。	○	○	×	×	
		組合管理者を変更した場合は、システム管理者が変更できるようにすること。	○	○	×	×	
		管内利用者（東海市、大府市、東浦町内の利用者のこと）が優先して斎場の予約ができる機能を有すること。（将来対応）	注	○	×	×	注）将来、システム改修を予定しており、今回そのことを想定して実施しておくことができる対策について提案してください。

○：操作、設定、確認ができる項目 ×：操作、設定、確認ができない項目 -：システムが処理する項目

別紙2 予約内容

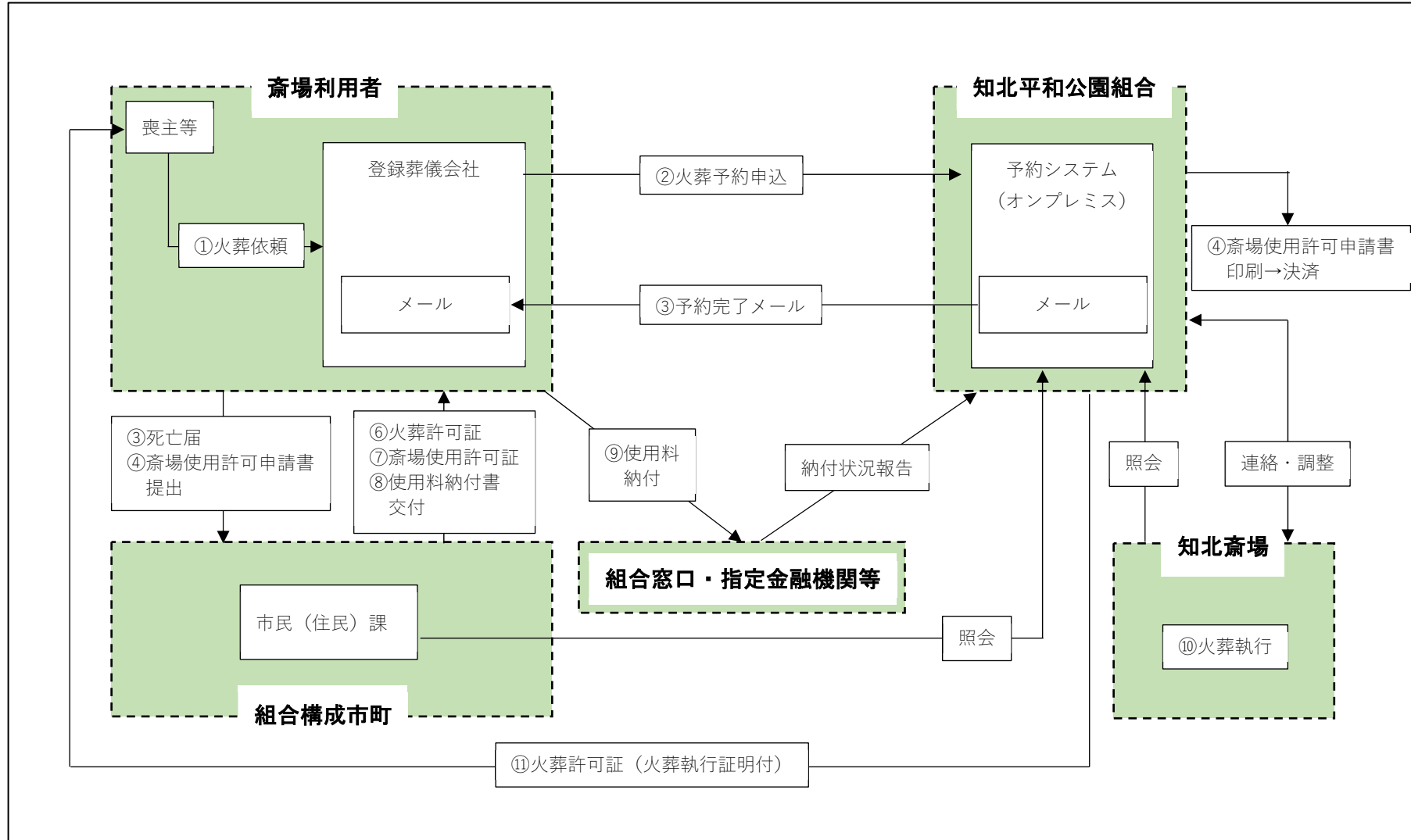
地域区分	東海市/大府市/東浦町/管外
	予約番号
申請者	氏名
	住所
	電話番号
	死亡者との続柄
死亡者	<small>しめい</small> 氏名
	<small>かんぼんきぼうめい</small> 看板希望名（希望なしの選択もできるようにすること。）
	生前の住所
	生年月日
	死亡日時
	妊娠週数
	感染症等
葬儀社	担当者名
	電話番号
	出棺場所
火葬炉	火葬炉サイズ（小型/標準/大型）
	火葬年月日
	火葬開始時間
	ベースメーカーの有無
待合室	利用者数見込
	会食の有無
遺体保冷庫	利用開始日時、利用終了日時
多目的室	利用年月日、利用開始時、利用終了時
備考（連絡事項等）	

別紙3 管理帳票（新）

火葬執行予定表	
火葬執行リスト	・・・参考3
集計表	・・・参考4
集計表（月別）	・・・参考5
葬儀業者リスト	
葬儀業者別の職員利用者リスト	
葬儀業者別の火葬執行件数集計表	

※集計表は斎場予約システム、火葬簿管理システムのいずれかで対応できること。

参考1 予約業務から火葬執行までの流れ



参考2 知北斎場使用許可証

知北斎場使用許可証

(申請者) 住所

氏名

様

予約番号		地域区分			
申請年月日	令和 年 月 日				
火葬日時	令和 年 月 日 時 分				
火葬場所	愛知県大府市桜木町5丁目113番地 知北斎場				
火葬場所			使用料		
火葬炉	炉区分			円	
	遺体種類				
告別室	開始日時	令和 年 月 日 時 分		円	
	終了日時	令和 年 月 日 時 分			
	使用時間	規定	3 H		円
		超過	H		円
火葬棟和室	使用日時	令和 年 月 日	開始日時 時 分	円	
			終了日時 時 分		
	使用時間	規定	3 H		円
		超過	H		円
霊安室	開始日時	令和 年 月 日 時 分		円	
	終了日時	令和 年 月 日 時 分			
	使用時間	規定	H		円
		超過	H		円
使用料合計			円		

(注意事項)

1. 使用時間は、準備から片付け終了までの時間です。
2. 使用規定を守らない場合は、許可を取り消すことがあります。
3. 使用料は、組合規定の納付書にて納付してください。
4. 使用の際は、この許可証を必ず持参してください。
5. 火葬の際には、「火葬許可証」を必ず持参してください。
6. 通夜の告別室使用は15時から、火葬棟和室は17時から使用できます。
7. 告別室使用時間内は、火葬棟和室も使用頂けます。

上記のとおり使用を許可します。

令和 年 月 日

知北平和公園組合

管理者 花田 勝重



【問い合わせ先】 〒474-0044

大府市桜木町五丁目113番地 知北平和公園組合

電話 0562-48-5511

※この許可証は、黒色の電子印を使用しています。

参考3 火葬執行リスト

令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

予約番号	火葬許可証 番号	斎場施設許 可申請日	死亡者氏名	申請者氏名	料金	収納日

参考4 集計表

令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

		東海	大府	東浦	管内計	管外	合計	
							件数	金額
12歳以上								
12歳未満								
死産児								
改葬								
人体の一部								
霊安室								
動物	一般持込	小						
		中						
		大						
		計						
	自治体持込	小						
		中						
		大						
		計						
動物小計								
合計								

参考5 集計表（月別）

令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

		4月	5月	6月	1月	2月	3月	計
12歳以上	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
12歳未満	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
死産児	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
改葬	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
人体の一部	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
動物	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
合計								